

ID 番号 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

## 保護者様

県立川崎高等学校長

## 感染症と出席停止についてのお知らせ

次のような感染症にかかった場合、学校保健安全法19条の規定により出席停止の扱いとなります。医師の指示する期間は、出席を停止し、しっかり治してください。

また医師より登校許可が出ましたら、裏面の感染症報告書に記入、押印の上、学校に提出してください。

## 感染症と出席停止期間の目安

	病名	出席停止の期間（めやす）		
第1種	感染症法第1・2類の疾患	治癒するまで		
第2種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで		
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで		
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで		
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで		
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで		
	風疹(3日はしか)	発疹が消失するまで		
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで		
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで		
	結核	感染の恐れがないと医師が認めるまで		
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがないと医師が認めるまで		
第3種	コレラ	感染の恐れがないと医師が認めるまで		
	細菌性赤痢			
	腸管出血性大腸菌感染症			
	腸チフス			
	パラチフス			
	流行性角結膜炎			
	急性出血性結膜炎	感染の恐れがないと医師が認めるまで		
	その他の感染症		溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後、24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
			ウィルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登校可能 B型・C型：出席停止不要
			手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
			伝染性紅斑	発疹(りんご病)のみで全身状態が良ければ登校可能
			ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
			マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
			感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐が軽快し全身状態が改善されれば登校可能
			アタマジラミ	出席可能(タオル・ブラシの共用は避ける)
伝染性軟属腫 (水いぼ)			出席可能(多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける)	
伝染性膿痂疹 (とびひ)		出席可能(プール、入浴は避ける)		

※第1種学校感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)

令和 年 月 日

県立川崎高等学校長様

## 感 染 症 報 告 書

ID 番号 生徒氏名 \_\_\_\_\_

診断名 \_\_\_\_\_

出席停止期間 月 日 ( ) 曜日 ~ 月 日 ( ) 曜日 \_\_\_\_\_

登校を許可された日 月 日 ( ) 曜日 \_\_\_\_\_

医療機関名 TEL \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

※上記の内容が確認できない場合は薬の明細書または領収書の提出を求めることがあります。